

令和三年会計検査院規則第五号

会計検査院の所管に属する不動産に関する
権利の登記嘱託職員を指定する規則

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九
号）第七条第二項の規定に基づき、会計検査院の
所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員
を指定する規則を次のように定める。

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九
号）第七条第二項の規定に基づき、会計検査院
の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱
託する職員を次のとおり指定する。

事務総長官房会計課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。